

5 ごみ処理事業

5 ごみ処理事業

(1) ごみ搬入・処理実績及び運転状況

ア) 令和6年度ごみ搬入実績

津島市

単位: kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	931,730	879,070	746,720	852,760	791,190	785,320	859,050	801,500	816,380	786,620	625,890	738,640	9,614,870
プラスチックごみ													
可燃性粗大ごみ	6,200	24,750	12,900	13,680	6,600	15,150	19,990	16,880	15,250	2,200	9,800	10,990	154,390
不燃ごみ	26,500	26,640	31,910	18,670	22,970	21,810	21,650	34,360	34,770	18,770	25,640	21,560	305,250
不燃性粗大ごみ	1,320	1,650	3,870	1,720	1,290	1,390	2,920	2,880	4,460		3,170	1,620	26,290
空ビン		3,890	2,840	2,210		2,860	2,800		2,750	3,620		3,370	24,340
蛍光管		800	1,220			220	950						3,190
廃乾電池				9,360					6,880				16,240
小型廃家電													
有料家庭系ごみ	14,250	15,740	12,630	9,890	11,080	11,770	12,540	12,400	12,160	9,090	8,850	11,040	141,440
事業系ごみ	328,142	324,195	297,171	337,738	310,425	305,723	317,527	288,024	288,028	294,501	251,258	290,637	3,633,369
合計	1,308,142	1,276,735	1,109,261	1,246,028	1,143,555	1,144,023	1,236,697	1,156,994	1,180,678	1,114,801	924,608	1,077,857	13,919,379

愛西市

単位: kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	909,880	864,770	734,500	831,110	766,640	825,560	835,280	748,650	716,160	802,550	574,530	757,800	9,367,430
プラスチックごみ	167,740	130,870	130,440	150,050	127,280	119,620	152,760	123,100	141,400	142,050	112,730	120,330	1,618,370
可燃性粗大ごみ	63,800	44,460	72,720	17,620	19,100	16,840	18,600	27,910	38,270	60,540	35,860	21,100	436,820
不燃ごみ	39,140	45,410	41,460	28,190	35,910	35,220	33,720	48,820	56,810	40,550	32,960	34,270	472,460
不燃性粗大ごみ	7,120	10,850	8,770	6,000	8,060	7,090	6,920	11,790	9,040	6,460	6,360	5,250	93,710
空ビン													
蛍光管	290	160	350	130	220	140	160	130	360	270	420	210	2,840
廃乾電池				10,350					5,330				15,680
小型廃家電									240				240
有料家庭系ごみ	6,520	8,430	5,980	3,440	3,430	1,010	2,940	5,860	3,530	2,080	2,430	4,480	50,130
事業系ごみ	181,567	195,032	193,020	212,349	201,656	183,107	179,482	165,975	161,187	163,168	148,034	164,571	2,149,148
合計	1,376,057	1,299,982	1,187,240	1,259,239	1,162,296	1,188,587	1,229,862	1,132,235	1,132,327	1,217,668	913,324	1,108,011	14,206,828

弥富市

単位: kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	652,420	620,920	527,930	599,120	548,140	560,460	602,320	546,990	592,960	531,670	429,240	527,820	6,739,990
プラスチックごみ	104,520	106,850	91,360	102,460	106,810	94,720	101,190	99,840	102,020	109,840	84,850	96,650	1,201,110
可燃性粗大ごみ	14,450	16,260	16,370	14,840	13,640	9,780	11,790	17,790	19,940	16,590	12,240	13,550	177,240
不燃ごみ	24,210	24,100	27,560	17,530	23,210	20,500	19,830	28,210	33,170	24,750	19,090	20,130	282,290
不燃性粗大ごみ	7,140	7,150	7,710	8,410	9,990	6,270	5,820	9,970	10,360	6,410	6,090	7,210	92,530
空ビン	6,400		5,050	1,800	1,870	1,640	1,750	1,850	2,140	2,820	2,130	1,620	29,070
蛍光管	160	300	250	140	100	130	230	150	160	230	270	250	2,370
廃乾電池				1,560					4,180				5,740
小型廃家電		400		440				440		420			1,700
有料家庭系ごみ	14,160	2,760	2,950	2,820	4,760	670	3,910	3,290	3,980	2,110	1,590	3,140	46,140
事業系ごみ	216,768	238,951	188,915	226,859	196,909	193,518	205,354	184,735	187,583	194,162	176,556	728,104	2,938,414
合計	1,040,228	1,017,691	868,095	975,979	905,429	887,688	952,194	893,265	956,493	889,002	732,056	1,398,474	11,516,594

あま市

単位: kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	789,290	744,780	626,010	713,650	658,070	633,110	743,470	682,800	645,500	609,230	514,290	591,640	7,951,840
プラスチックごみ	23,980	28,040	22,200	27,200	21,650	20,890	26,610	21,390	22,370	25,540	20,600	21,590	282,060
可燃性粗大ごみ	13,730	16,900	10,770	11,650	11,750	9,980	13,190	15,820	11,730	11,640	11,720	12,540	151,420
不燃ごみ	44,370	39,070	31,240	32,980	27,590	33,620	32,250	33,460	49,390	29,130	26,460	30,650	410,210
不燃性粗大ごみ	6,670	6,760	6,720	6,330	5,710	4,410	7,100	7,150	7,240	6,760	4,740	8,090	77,680
空ビン													
蛍光管	190	140	140	90	100		200		140	170	160	170	1,500
廃乾電池				8,400					3,910				12,310
小型廃家電													
有料家庭系ごみ	900	270	1,980	1,200	1,760	690	1,180	1,610	1,670	560	920	760	13,500
事業系ごみ	105,053	112,864	105,723	116,872	102,441	109,129	112,789	100,861	94,305	98,625	89,229	99,330	1,247,221
合計	984,183	948,824	804,783	918,372	829,071	811,829	936,789	863,091	836,255	781,655	668,119	764,770	10,147,741

大治町

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	470,560	450,160	380,880	445,220	412,710	407,380	422,400	430,830	430,460	401,970	326,790	383,540	4,962,900
プラスチックごみ	51,690	62,980	47,810	62,430	49,210	46,780	60,910	48,730	53,010	59,530	45,570	47,940	636,590
可燃性粗大ごみ	7,980	6,540	7,020	6,030	4,870	6,130	5,990	7,200	7,640	3,510	6,960	5,010	74,880
不燃ごみ	20,540	24,890	24,190	17,760	16,860	21,460	16,960	26,310	26,680	19,100	17,830	17,300	249,880
不燃性粗大ごみ	4,350	3,570	3,720	4,270	3,860	4,330	3,960	5,480	5,550	2,880	4,960	3,450	50,380
空ビン	8,830	9,450	11,860	8,520	9,400	12,060	8,830	10,570	9,180	9,530	10,030	8,540	116,800
蛍光管	120	130	90	60		100	190		120	180	180	120	1,290
廃乾電池				4,410					2,880				7,290
小型廃家電		810			600					900			2,310
有料家庭系ごみ	1,160	910	930	860	1,940	350	1,580	680	950	120	430	690	10,600
事業系ごみ	89,756	93,347	97,826	120,349	90,119	93,787	109,360	91,340	88,607	82,636	73,719	82,483	1,113,329
合計	654,986	652,787	574,326	669,909	589,569	592,377	630,180	621,140	625,077	580,356	486,469	549,073	7,226,249

蟹江町

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	505,650	488,360	406,880	459,190	421,980	426,510	472,820	428,880	447,000	423,760	332,440	395,750	5,209,220
プラスチックごみ	67,410	75,180	71,580	72,960	71,860	61,130	72,350	68,860	68,780	72,130	60,400	68,560	831,200
可燃性粗大ごみ	9,980	14,960	10,440	11,700	18,370	17,360	14,630	17,680	13,150	7,150	9,500	11,250	156,170
不燃ごみ	20,090	22,080	19,770	16,770	16,620	16,270	17,100	18,310	25,090	18,030	13,300	17,850	221,280
不燃性粗大ごみ	3,350	990	1,600	2,060	2,370	960	2,240	1,310	2,240	1,980	1,060	1,700	21,860
空ビン													
蛍光管	350	360	130	290	180	170	170	180	370	200	200	190	2,790
廃乾電池				5,850					3,960				9,810
小型廃家電											250		250
有料家庭系ごみ	4,530	7,910	6,190	3,900	4,330	3,980	3,580	7,810	10,120	4,270	4,160	7,220	68,000
事業系ごみ	164,122	160,437	153,666	174,964	154,547	152,368	156,951	152,795	150,271	157,254	130,289	147,062	1,854,726
合計	775,482	770,277	670,256	747,684	690,257	678,748	739,841	695,825	720,981	684,774	551,599	649,582	8,375,306

飛島村

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	97,090	91,210	77,320	87,030	81,210	84,970	78,830	83,090	84,200	74,040	61,700	79,490	980,180
プラスチックごみ	13,530	16,130	12,350	14,520	12,100	12,030	15,930	12,450	12,350	15,290	10,930	11,950	159,560
可燃性粗大ごみ	9,890	3,770	4,420	4,170	2,840	2,450	4,610	4,880	3,720	1,860	570	6,270	49,450
不燃ごみ	2,680	2,050	1,480	1,760	1,530	1,900	1,970	2,580	3,900	2,240	1,560	1,610	25,260
不燃性粗大ごみ	480	700	1,220	680	850	340	560	1,760	1,030	440		620	8,680
空ビン													
蛍光管				200					120			190	510
廃乾電池				800					390				1,190
小型廃家電													
有料家庭系ごみ													
事業系ごみ	82,952	98,224	72,789	99,439	72,213	80,338	83,977	68,080	73,309	80,444	75,955	85,373	973,093
合計	206,622	212,084	169,579	208,599	170,743	182,028	185,877	172,840	179,019	174,314	150,715	185,503	2,197,923

上野センター

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
脱水汚泥	321,950	293,890	245,600	249,660	220,840	163,290	212,770	229,100	221,370	199,850	241,070	325,220	2,924,610

新開センター

単位 : kg

月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
し渣	6,700	4,550	6,470	4,920	4,880	3,070	4,150	1,640	5,490	4,310	5,270	5,780	57,230

総合計

単位 : kg

市町村名 種別	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	新開センター	上野センター	合計
可燃ごみ	9,614,870	9,367,430	6,739,990	7,951,840	4,962,900	5,209,220	980,180			44,826,430
プラスチックごみ		1,618,370	1,201,110	282,060	636,590	831,200	159,560			4,728,890
可燃性粗大ごみ	154,390	436,820	177,240	151,420	74,880	156,170	49,450			1,200,370
不燃ごみ	305,250	472,460	282,290	410,210	249,880	221,280	25,260			1,966,630
不燃性粗大ごみ	26,290	93,710	92,530	77,680	50,380	21,860	8,680			371,130
空ビン	24,340		29,070		116,800					170,210
蛍光管	3,190	2,840	2,370	1,500	1,290	2,790	510			14,490
廃乾電池	16,240	15,680	5,740	12,310	7,290	9,810	1,190			68,260
小型廃家電		240	1,700		2,310	250				4,500
脱水汚泥									2,924,610	2,924,610
し渣								57,230		57,230
有料家庭系ごみ	141,440	50,130	46,140	13,500	10,600	68,000				329,810
事業系ごみ	3,633,369	2,149,148	2,938,414	1,247,221	1,113,329	1,854,726	973,093			13,909,300
合計	13,919,379	14,206,828	11,516,594	10,147,741	7,226,249	8,375,306	2,197,923	57,230	2,924,610	70,571,860

イ) 令和6年度運転状況

令和6年度ごみ焼却状況

月	焼却時間 (H)			焼却量 (t)				受電量 (kWh)	発電量 (kWh)	送電量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	合計					
4	720	720		2,969.52	2,986.81		5,956.33	2,179,000	1,156,530	1,022,470		
5	744	744		3,298.96	3,352.59		6,651.55	2,551,620	1,428,140	1,123,480		
6	720	720		3,225.72	3,287.38		6,513.10	2,586,690	1,480,560	1,106,130		
7	295	744	459	1,314.15	3,395.64	2,088.89	6,798.68	2,565,644	1,330,940	1,234,704		
8		744	744		3,122.60	3,129.86	6,252.46	2,419,920	1,212,230	1,207,690		
9		628	630		2,440.22	2,438.48	4,878.70	128,410	1,741,990	794,620	1,075,780	
10		258	256		1,087.66	1,089.66	2,177.32	510,840	585,300	328,250	767,890	
11	266	465	720	1,067.89	1,930.15	2,997.91	5,995.95	10	2,420,464	1,341,840	1,078,634	
12	744		744	3,153.12		3,255.78	6,408.90		2,760,250	1,644,360	1,115,890	
1	744		744	3,027.77		3,105.11	6,132.88		2,596,730	1,493,410	1,103,320	
2	672		672	2,771.69		2,825.95	5,597.64		2,265,730	1,286,550	979,180	
3	744	604	150	3,025.00	2,536.84	649.53	6,211.37		2,355,030	1,250,970	1,104,060	
計	5,649	5,627	5,119	23,853.82	24,139.89	21,581.17	69,574.88	639,260	27,028,368	14,748,400	12,919,228	

月	消石灰使用量 (kg)				特殊反応助剤使用量 (kg)				活性炭使用量 (kg)				アンモニア水使用量 (ℓ)				水道使用量 (m³)	灯油使用量 (ℓ)
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計		
4	17,240	17,727		34,967	1,815	1,790		3,605	913	909		1,822	2,991	3,113		6,104	2,935	
5	17,757	18,614		36,371	1,859	1,845		3,704	933	931		1,864	3,336	3,964		7,300	3,301	
6	17,130	17,642		34,772	1,817	1,800		3,617	922	919		1,841	3,169	3,650		6,819	3,162	
7	7,257	18,265	11,036	36,558	822	1,860	1,160	3,842	389	958	577	1,924	1,206	3,258	1,879	6,343	3,427	18,773
8		18,346	17,922	36,268		1,860	1,848	3,708		949	931	1,880		3,105	3,091	6,196	3,396	
9		15,688	15,415	31,103		1,647	1,661	3,308		812	801	1,613		2,602	2,571	5,173	3,103	8,150
10		6,301	6,164	12,465		639	638	1,277		326	319	645		1,054	1,021	2,075	2,164	8,682
11	6,436	11,602	17,403	35,441	639	1,232	1,816	3,687	341	591	897	1,829	1,160	2,346	3,252	6,758	3,034	19,515
12	18,076		18,159	36,235	1,852		1,873	3,725	929		930	1,859	4,167		3,962	8,129	2,908	544
1	18,061		18,120	36,181	1,859		1,865	3,724	921		925	1,846	3,536		3,389	6,925	3,002	
2	16,265		16,294	32,559	1,668		1,680	3,348	833		832	1,665	2,995		2,962	5,957	2,604	189
3	17,966	15,421	3,878	37,265	1,844	1,445	461	3,750	914	762	199	1,875	3,512	2,585	632	6,729	2,837	20,603
計	136,188	139,606	124,391	400,185	14,175	14,118	13,002	41,295	7,095	7,157	6,411	20,663	26,072	25,677	22,759	74,508	35,873	76,456

ウ) 年度別運転状況

年度別ごみ焼却状況

年度	焼却時間 (H)			焼却量 (t)				受電量 (kWh)	発電量 (kWh)	送電量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	合計				
H30	4,335	6,421	6,338	18,960.54	27,833.58	28,188.89	74,983.01	879,984	27,292,195	13,544,180	14,629,159
R1	6,443	5,017	6,504	28,599.59	22,630.33	28,910.94	80,140.86	476,460	29,044,438	15,695,060	13,825,848
R2	6,819	6,467	4,228	30,427.53	28,674.00	18,816.90	77,918.43	847,990	29,007,918	16,263,800	13,592,138
R3	4,670	6,656	5,754	20,468.39	29,922.47	26,057.68	76,448.54	335,090	29,140,854	16,343,010	13,133,094
R4	5,817	5,888	4,780	25,442.78	26,640.62	21,884.26	73,967.66	325,740	28,026,549	15,561,120	12,791,299
R5	6,493	5,768	4,480	26,852.69	24,065.35	18,813.95	69,731.99	330,650	26,161,858	13,560,110	12,932,428
R6	5,649	5,627	5,119	23,853.82	24,139.89	21,581.17	69,574.88	639,260	27,028,368	14,748,400	12,919,228

年度	消石灰使用量 (kg)				特殊反応助剤使用量 (kg)				活性炭使用量 (kg)				アンモニア水使用量 (ℓ)				水道使用量 (m³)	灯油使用量 (ℓ)
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計		
H30	107,256	167,571	163,816	438,643	11,190	16,503	16,034	43,727	6,555	9,701	9,573	25,829	24,550	40,856	42,255	107,661	35,082	108,466
R1	160,818	126,980	164,538	452,336	16,323	14,262	16,491	47,076	9,681	7,581	9,820	27,082	35,240	32,755	45,843	113,838	37,694	104,451
R2	175,343	166,647	115,421	457,411	17,389	16,602	10,732	44,723	10,391	9,813	6,380	26,584	35,855	35,106	27,946	98,907	36,226	109,379
R3	115,614	167,360	148,150	431,124	13,287	16,973	15,230	45,490	7,020	10,051	8,674	25,745	23,044	33,676	29,972	86,692	35,891	93,108
R4	141,985	147,871	116,601	406,457	14,567	15,021	12,184	41,772	7,967	8,773	6,547	23,287	28,184	30,752	22,695	81,631	36,071	96,877
R5	157,433	143,823	109,003	410,259	16,276	14,503	11,347	42,126	8,153	7,271	5,591	21,015	29,277	25,517	19,595	74,389	35,192	67,685
R6	136,188	139,606	124,391	400,185	14,175	14,118	13,002	41,295	7,095	7,157	6,411	20,663	26,072	25,677	22,759	74,508	35,873	76,456

令和6年度搬出状況

(t)

種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
集じん灰	埋立	225.52	219.32	196.16	248.85	212.94	189.82	68.34	184.78	209.00	218.95	181.47	209.22	2,364.37
焼却灰	埋立	74.73	296.45	210.34	286.02	122.62	108.52	74.88	282.93	261.71	255.29	219.15	143.44	2,336.08
	資源化	568.79	530.27	407.10	518.46	455.44	538.33	126.72	361.57	406.89	491.01	328.59	490.43	5,223.60
焼却残渣計		869.04	1,046.04	813.60	1,053.33	791.00	836.67	269.94	829.28	877.60	965.25	729.21	843.09	9,924.05
破碎鉄		24.13	37.32	25.48	76.32	24.61	57.72		50.83	32.20	53.21	58.59	17.05	457.46
破碎アルミ														
白カレット				9.56		8.35				9.14		9.42		36.47
茶カレット				9.26			8.37			8.47		9.39		35.49
緑カレット														
その他カレット			9.56	9.19			18.15			9.28		18.63		64.81
小型廃家電		4.32	7.29	9.50	8.12	8.44	6.47	6.28	8.80	9.08	6.21	8.85	7.39	90.75
スプリングマットレス		2.80	3.22	4.82	3.27	3.22	2.98	3.12	3.24	3.06	3.13	1.45	3.06	37.37
羽毛ふとん														
中間処理困難物													4.02	4.02
リチウムイオン電池等			0.04			0.12	0.16	0.12	0.08				0.62	1.14
合計		900.29	1,103.47	881.41	1,141.04	835.74	930.52	279.46	892.23	948.83	1,027.80	835.54	875.23	10,651.56

工) 年度別廃乾電池・蛍光管搬入状況

廃乾電池						蛍光管					
市町村名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	市町村名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
津島市	17,210	16,720	16,110	15,630	16,240	津島市	5,430	4,150	3,790	3,180	3,190
愛西市	15,050	16,960	17,640	17,090	15,680	愛西市	4,360	3,730	3,500	2,980	2,840
弥富市	2,650	5,210	6,920	6,700	5,740	弥富市	3,680	3,290	2,860	2,350	2,370
あま市	8,090	8,080	8,000	15,910	12,310	あま市	1,900	1,650	2,060	1,360	1,500
大治町	6,800	7,620	7,960	7,390	7,290	大治町	2,130	1,580	1,380	1,180	1,290
蟹江町	8,970	10,250	9,660	9,610	9,810	蟹江町	3,940	3,650	3,260	2,890	2,790
飛島村	1,350	1,380	1,210	1,140	1,190	飛島村	610	630	460	580	510
合計	60,120	66,220	67,500	73,470	68,260	合計	22,050	18,680	17,310	14,520	14,490

※あま市は旧甚目寺町除く

※あま市は旧甚目寺町除く

※ この表は、組合が連絡調整したものを各市町村においてそれぞれ年2回収集・運搬し、処理・処分の委託をした廃乾電池・蛍光管量をまとめたものである。

※ 中間処理先（平成29年度から白色ガラスタイプの蛍光管のみ）

大阪府大阪市西淀川区中島2丁目4番143号

野村興産株式会社 関西工場

※ 処理・処分先 北海道北見市留辺蘂町字富士見217番地の1

野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

岡山県倉敷市水島川崎通1丁目5番2

J F E 条鋼株式会社 水島製造所

(2) 一般廃棄物ごみ受入れ要綱

制定 平成14年6月1日(施行)
 改正 平成18年4月1日(施行)
 改正 平成27年3月12日(施行)
 改正 令和3年1月1日(施行)

(目的)

第1条 この計画は、海部地区環境事務組合（以下「当事務組合」という。）が設置する海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター（以下「八穂クリーンセンター」という。）のごみ処理業務を適正に運営・管理するため必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 市町村長は、市町村が定める一般廃棄物の処理計画に基づき一般廃棄物の適正処理に努めるとともに、事業活動に伴って多量の一般廃棄物ごみを生ずる事業者（以下「事業者」という。）に対し指導・指示するものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物ごみを自らの責任において適正に処理するとともに減量に努めるものとする。

なお、自ら処理できない事業者は当該市町村長の指導・指示に従うとともに、別に定める事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領（昭和58年規程第1号。以下「要領」という。）に基づき承諾を得て八穂クリーンセンターに搬入することができる。

(受入れ対象物)

第3条 八穂クリーンセンターに搬入することができる一般廃棄物ごみは、当事務組合を構成する市町村において排出された家庭系ごみ及び要領に基づき承諾を受けた事業系ごみで以下に示されたものに限るものとする。（なお、ごみ種ごとの具体的な品目例等は別表のとおりとする。）

ごみ種		受入対象
家庭系ごみ		一般家庭の日常生活から排出されたものに限る (モバイルバッテリー等の充電式電池が混入していないこと)
		・飲料缶、食品缶に限る ・中を水で洗ったきれいなもの ・スプレー缶、一斗缶は不可
		・飲料ビン、食品ビンに限る ・割れたビンは不可 ・ふたは捨て、中を水で洗ったきれいなもの
		・飲料、しょう油用で1:PETの表示のあるものに限る ・ふたは捨て、中を水で洗ったきれいなもの
		・紙ヒモで縛った新聞紙及び段ボール ・紙、段ボール以外のものが混入していないこと ・濡れていないこと
資源ごみ		・以下のものを除く 濡れたもの、汚れたもの、布団、ジュークタン、足ふきマット

		ト、ぬいぐるみ、背広、フリース、アクリルセーター類、コート、作業着、裁断くず等
	トレイ	・白色の発泡スチロール製に限る ・よく洗った、きれいなもの
	廃蛍光管	・割れていないもの
	廃乾電池	・乾電池のみ
事業系ごみ	可燃ごみ	・家庭系可燃ごみと同等のものに限る ・受入可能なごみの種類については、手引書による。
	不燃性粗大ごみ	・家庭系ごみと同等のものに限る
	可燃性粗大ごみ	・直接搬入に限る
	不燃ごみ	・受入可能なごみの種類については、手引書による。

(受入れ方法)

第4条 管理者の定める搬入幹線道路により、八穂クリーンセンターに搬入するものとする。

2 受入れ曜日及び時間帯

(1) 搬入曜日

家庭系は月曜日から土曜日までとするが、土曜日は自動計量可能な収集車のみとする。

事業系ごみは月曜日から金曜日までとする。又、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受入れできない。

家庭系の内自己で搬入する場合は事業系ごみと同様に扱う。

(2) 搬入時間

8時45分から16時30分までとする。

なお、事業系ごみについては、12時から13時までは受入れない。

(3) 次に定める日を除く。ただし、管理者が必要と認めた場合は変更することがある。

ア 12月31日から翌年の1月3日までの日

事業系ごみについては、12月30日から翌年の1月3日までの日

イ オーバーホール等管理者の定める日

(受入れ基準)

第5条 荷姿・大きさ等については以下のとおりとする。

ごみ種	荷姿・大きさ等
可燃ごみ	指定袋
プラスチック類ごみ	指定袋
不燃性粗大ごみ	2m×1.5m×2m以内
可燃性粗大ごみ	2m×1.5m×2m以内
不燃ごみ	指定袋
資源ごみ	缶類
	缶のみ（袋投入不可）
	ビン類
	専用コンテナ
	PETボトル
	ボトルのみ又は袋（約45リットル）使用可
紙、布、段ボール	合成樹脂製ヒモ等は除去済みであること
トレイ	パラ
廃蛍光管	割れていないこと

(受入れ不可物)

第6条 以下に示すものは、受け入れない。

(1) 小型ガス容器、携帯ガス容器等火災・爆発の可能性のあるもの。

- (2) 焼却灰、土砂、ガレキ、農薬等の施設の運転に支障を生じさせるもの。
- (3) 家電リサイクル法等法律により処理方法を指定されているもの。
- (4) バッテリー、タイヤ、農機具、オートバイ等適正処理が困難なもの。

(搬入車両)

第7条 一般廃棄物を運搬する車両は、一般廃棄物が飛散及び流出並びに悪臭が洩れるおそれのないものであること。

2 搬入車両は、常に清掃・消毒・点検・整備等されていなければならない。

(受入れ制限)

第8条 管理者は、焼却業務等に支障のある場合は、搬入の制限をすることがある。

2 公害の発生または発生が予測される場合、管理者は必要に応じて一般廃棄物ごみの搬入を制限することがある。

(研修)

第9条 市町村長及び管理者は、職員及び業者に対し、資質の向上を図るため積極的に研修を実施するものとする。

(措置)

第10条 搬入者が組合の指示、法令及びこの要綱に違反した場合にあっては、管理者は警告・搬入の一時停止又は承諾の取消等、必要な措置をとることができる。

(その他)

第11条 管理者は、この要綱に定めのあるほか、災害又は当事務組合を構成する市町村及び官公庁の要請があった場合は、ハ穂クリーンセンターの業務に支障のない範囲において必要な措置をとることができる。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月12日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

(3) 事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領

制定	昭和 58 年 9 月 4 日 (施行)
改正	平成 6 年 1 月 27 日 (施行)
改正	平成 12 年 4 月 1 日 (施行)
改正	平成 14 年 6 月 1 日 (施行)
改正	平成 18 年 4 月 1 日 (施行)
改正	平成 21 年 3 月 1 日 (施行)
改正	平成 27 年 3 月 12 日 (施行)

(目的)

第1条 この要領は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター（以下「八穂クリーンセンター」という。）の焼却業務等を適正に運営・管理するため、事業系一般廃棄物ごみの受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

(搬入者及び受入れ対象物)

第2条 八穂クリーンセンターに搬入することができる者は、次の各号に定める者（以下「搬入者」という。）とする。

- (1) 事業場が所在する区域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）が指示し、及び海部地区環境事務組合管理者（以下「管理者」という。）が承諾をした事業者（以下「承諾事業者」という。）のうち自己でごみを搬入する搬入者
- (2) 承諾事業者の関係市町村長及び弥富市長が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の許可をした者（以下「許可業者」という。）であり、かつ、当該承諾事業者が委託をした者（以下「受託業者」という。）

2 八穂クリーンセンターに搬入することができる事業系一般廃棄物ごみは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃性粗大ごみ（第2条1項1号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）
- (3) 可燃性粗大ごみ（第2条1項1号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）
- (4) 不燃ごみ（第2条1項1号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）
- (5) その他管理者の承諾を受けたごみ

3 受託業者は、前項第1号のごみを八穂クリーンセンターへ搬入する場合は、原則、中のごみが見えるごみ袋を用い、さらに屋号等を記入のうえ搬入するものとする。

4 八穂クリーンセンターには、産業廃棄物（法で定める20種類の産業廃棄物）を搬入することはできない。

(搬入者の責務)

第3条 搬入者は、法令及びこの要領を遵守するほか、ごみの収集・運搬に際しては交通安全に努めるとともに、従業員等により運搬する場合は、その指導・研修に努めなければならない。

2 受託業者が、混載して搬入し、受入れ基準等に違反があった場合は、受託業者及び当該ごみを

出した承諾業者に責任を課すものとする。

3 受託業者は、依頼を受けた承諾事業者に対し、分別の周知徹底を図るものとする。

(搬入承諾等)

第4条 事業系一般廃棄物ごみを自己で八穂クリーンセンターに搬入する搬入者は、毎年2月末日までに事業系一般廃棄物ごみ搬入承諾申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）を関係市町村長に提出しなければならない。

- 2 市町村長は申込書の提出があったときは、管理者と協議のうえ、八穂クリーンセンターの適正な運営・管理を図るため必要な事項の遵守を条件に4月1日から翌年3月31日までの期間について承諾するとともに、事業系一般廃棄物ごみ搬入承諾書（第2号様式）（以下「承諾書」という。）を交付するものとする。
- 3 受託業者は、委託業者を市町村ごとに取り纏めごみ収集事業者一覧表（第3号様式）を添えてそれぞれの市町村へ提出するものとする。
- 4 第2項及び第3項の承諾は、管理者が承諾したものとみなす。
- 5 市町村長は、前項の承諾をした場合は、速やかに管理者に報告するものとする。

(変更承諾等)

第5条 搬入者は、次の各号に定める事項を変更する必要が生じたときは、速やかに理由を付した上、関係市町村長に書面（第4号様式及び第5号様式）にて報告しなければならない。

- (1) 事業系一般廃棄物ごみの種類
- (2) 承諾事業者
- 2 前条第2項及び第3項の手続きは、前項の事項の変更に係る承諾について準用する。
- 3 市町村長は第1項の報告を受理したときは、速やかに管理者に通知するものとする。

(手数料)

第6条 ごみ処理についての手数料は、海部地区環境事務組合手数料条例第3条の規定に基づき、徴収するものとする。

(搬入方法)

第7条 搬入時間は、8時45分から12時及び13時から16時30分までとする。

- 2 搬入できる日は、次の各号に定める日を除いた日とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、これを変更することができる。
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝祭日及び休日
 - (3) 12月30日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - (4) オーバーホールによる焼却炉の休炉時等管理者の定める日
- 3 搬入者は、ごみを運搬する車両をごみが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものとし、常に清掃・消毒・点検・整備しなければならない。
- 4 搬入者は、管理者が別に定める、ごみ搬入に係る幹線経路により搬入するものとする。
- 5 搬入者は、搬入時に計量棟にて、事業系一般廃棄物ごみ搬入許可証又はごみ搬入承諾書を提示

しなければならない。また、管理者より運転日報の提示を求められた場合は、それに応じなければならない。

- 6 受託業者は、毎月5日までに前々月に市町村ごとに按分した市町村搬入量一覧表（月報）（第6号様式）収集した委託業者ごとに搬入重量を記載し、集計したごみ収集業者一覧表（月報）（第7号様式）を管理者に報告しなければならない。
- 7 搬入者は、搬入に際し、八穂クリーンセンター職員の指示に従うものとする。

（搬入の制限）

第8条 管理者は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター搬入ごみ検査実施要領に基づき搬入者のごみ質、車輌等について、隨時検査等を行うものとする。

なお、管理者は、検査により著しくごみ質が悪い場合は、搬入者に対して注意・指導し、搬入停止の処分を科すことができるものとする。

- 2 管理者は、焼却業務等に支障のある場合は、搬入の制限をすることができる。
- 3 公害等の発生又は発生が予測される場合、管理者は必要に応じて搬入を制限することができる。

（承諾の取り消し）

第9条 管理者は本要領に反する搬入者に対し注意・指導を行うものとするが、改善が見られない場合等、承諾を取り消すことがある。

附 則

この要領は、昭和58年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月12日から施行する。

(4) 各種調査結果 (八穂クリーンセンター)

ア) 排ガス測定結果

測定日	号炉	場所	ばいじん (g/m ³)	窒素酸化物 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	全水銀 (mg/m ³)
(協定値)			0.02	70	25	50	(0.05)
R06. 04. 15	1	煙突	<0.002	35	<1	3	-
	2	煙突	<0.002	41	2	2	-
R06. 05. 14	1	煙突	0.002	17	<1	11	-
	2	煙突	0.002	17	3	6	0.00006
R06. 06. 11	1	煙突	0.002	34	<1	4	0.00011
	2	煙突	0.002	26	<1	<2	-
R06. 07. 09	1	煙突	0.004	24	<1	12	-
	2	煙突	0.002	43	<1	<2	-
R06. 08. 06	2	煙突	0.004	32	1	2	-
	3	煙突	0.004	34	<1	2	0.00005
R06. 09. 10	2	煙突	0.002	29	<1	<2	-
	3	煙突	0.003	33	<1	2	-
R06. 10. 29	2	煙突	<0.002	37	<1	<2	-
	3	煙突	<0.002	33	<1	<2	-
R06. 11. 12	2	煙突	0.002	37	<1	14	0.00004
	3	煙突	0.002	38	<1	10	-
R06. 12. 10	1	煙突	0.002	33	1	10	-
	3	煙突	0.002	47	1	6	-
R07. 01. 07	1	煙突	0.002	25	<1	<2	0.00007
	3	煙突	<0.002	23	<1	2	-
R07. 02. 04	1	煙突	<0.002	38	1	<2	-
	3	煙突	<0.002	27	<1	3	0.00007
R07. 03. 04	1	煙突	<0.002	38	<1	13	-
	3	煙突	<0.002	40	<1	4	-

(ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、全水銀はO₂12%換算値)

測定日	号炉	場所	ダイオキシン類
(協定値)			0.1
R06. 06. 18	1	煙突	0.00013
R06. 08. 23	2	煙突	0.0000021
R06. 09. 11	3	煙突	0.000031

(単位 : ng-TEQ/m³)

イ) 騒音測定結果

測定日 : R06. 11. 21

時間帯	協定値 dB(A)	測定点	結 果 dB(A)	特記事項	風速等 (m/s)
朝 R06. 11. 21 06:00～ 07:16	50以下	東	51	東側道路車両音	1.0 (N)
		西	51	伊勢湾岸道路車両音	0.6 (N)
		南	47	－	0.4 (SE)
		北	51	伊勢湾岸道路車両音	無風
昼 R06. 11. 21 12:01～ 17:39	55以下	東	49	－	3.1 (N)
		西	49	－	2.9 (N)
		南	45	－	1.3 (W)
		北	50	－	2.4 (NW)
夕 R06. 11. 21 19:07～ 20:31	50以下	東	47	－	1.1 (NW)
		西	47	－	1.0 (N)
		南	39	－	<0.4 (W)
		北	48	－	0.7 (NW)
夜 R06. 11. 21 22:00～ 23:13	45以下	東	48	東側道路車両音	0.8 (NW)
		西	45	－	0.7 (NW)
		南	38	－	0.6 (W)
		北	49	伊勢湾岸道路車両音	0.5 (NW)

(測定場所=敷地境界線上・測定回数=年1回) (結果は中央値 : L_{50})

※朝の東、夜の東及び北で協定値を上回っているが、東側道路車両音、伊勢湾岸道路車両音の影響によるものである。

ウ) 振動測定結果

測定日 : R06. 11. 21

時間帯	協定値 (dB)	測定点	結 果 (dB)	特記事項
昼 R06. 11. 21 12:01～ 17:39	55以下	東	30未満	－
		西	30未満	－
		南	30未満	－
		北	30未満	－
夜 R06. 11. 21 22:00～ 23:23	55以下	東	30未満	－
		西	30未満	－
		南	30未満	－
		北	30未満	－

(測定場所=敷地境界線上・測定回数=年1回) (結果は中央値 : L_{50})

工) 热灼減量測定結果

採取場所：灰押し装置

採取日	号炉	測定結果 (%)	備考
R06. 04. 17	1	2.8	湿灰
	2	4.6	湿灰
R06. 05. 13	1	3.1	湿灰
	2	5.4	湿灰
R06. 06. 11	1	3.9	湿灰
	2	4.8	湿灰
R06. 07. 11	1	3.5	湿灰
	2	4.4	湿灰
R06. 08. 06	2	3.4	湿灰
	3	3.9	湿灰
R06. 09. 03	2	3.1	湿灰
	3	3.6	湿灰
R06. 10. 29	2	3.9	湿灰
	3	5.2	湿灰
R06. 11. 13	2	3.4	湿灰
	3	3.0	湿灰
R06. 12. 11	1	3.7	湿灰
	3	5.1	湿灰
R07. 01. 08	1	2.3	湿灰
	3	4.1	湿灰
R07. 02. 10	1	3.4	湿灰
	3	3.1	湿灰
R07. 03. 04	1	4.0	湿灰
	3	3.0	湿灰

才) 臭気測定結果

項目	単位	協定値	東	西	南	北
			R06.09.25	R06.09.25	R06.09.25	R06.09.25
アンモニア	ppm	1	0.1	<0.1	<0.1	0.1
メチルメカブタン	ppm	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	ppm	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メチル	ppm	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
トリメチルアミン	ppm	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	ppm	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ブロヒオナルデヒド	ppm	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバニルアルデヒド	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
イソバニルアルデヒド	ppm	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
イソブタノール	ppm	0.9	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09
酢酸エチル	ppm	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
メチルイソブチルケトン	ppm	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
トルエン	ppm	10	<1	<1	<1	<1
スチレン	ppm	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
キシレン	ppm	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ブロヒオカン酸	ppm	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
イソ吉草酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
臭気指数		—	<10	<10	<10	<10
風向			西	西	南	南
風速	m/s		0.5	0.5	0.0	0.0

(測定場所: 敷地境界線上)

力) 水質測定結果 (有機系処理水)

項目	単位	協定値等	R06.08.20	R07.02.10
水素イオン濃度		5.8~8.6	6.9	6.9
化学的酸素要求量	mg/L	15(日間平均10)	1.6	1.9
生物化学的酸素要求量	mg/L	15(日間平均10)	1.3	1.8
浮遊物質量	mg/L	15(日間平均10)	<1	<1
塩化物イオン	mg/L		35	82
大腸菌群数	個/mL	日間平均3000	<10	<10
全窒素	mg/L	15(日間平均10)	3.8	5.2
全リン	mg/L	2(日間平均1)	0.04	0.05
カルシウムイオン	mg/L		14	21
フェノール類	mg/L	0.5	<0.01	<0.01
銅	mg/L	1	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L	5	<0.01	<0.01
溶解性鉄	mg/L	10	<0.1	<0.1
全クロム	mg/L	2	<0.1	<0.1
溶解性マンガン	mg/L	10	<0.1	<0.1
フッ素	mg/L	15	<0.1	<0.1
ヒ素	mg/L	0.1	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/L	0.2	<0.02	<0.02
鉛	mg/L	0.1	<0.005	<0.005
シアン	mg/L	1	<0.1	<0.1
有機リン	mg/L	1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.03	<0.003	<0.003
全水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005
P C B	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002
アンチモン	mg/L		0.0012	0.0009
モリブデン	mg/L		<0.007	<0.007
ホウ素	mg/L	10	0.07	0.06
亜硝酸、硝酸性窒素	mg/L		3.5	5.1
窒素化合物	mg/L	100	3.5	5.1
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.0005	<0.0005
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	3	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002
1.2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	<0.0004	<0.0004
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002
シス-1.2ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.004	<0.004
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006
1.3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001
1.4-ジオキサン	mg/L	0.5	<0.05	<0.05
チウラム	mg/L	0.06	<0.006	<0.006
シマジン	mg/L	0.03	<0.003	<0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.02	<0.02
クロロエチレン	mg/L		<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L	10	<0.5	<0.5
不揮発性鉱物油類	mg/L	2	<0.5	<0.5

項目	単位	基準値	R06.06.18
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.0060

(5) 各種調査結果(八開処分場)

ア) 浸出水処理施設水質分析結果

項目	単位	基準値	R06.09.05		R07.02.10	
			原水槽	処理水	原水槽	処理水
水素イオン濃度		5.8~8.6	9.5	7.9	11.4	7.7
化学的酸素要求量	mg/L	90	3.6	3.5	5.7	4.4
生物化学的酸素要求量	mg/L	60	1.7	1.6	1.1	2.9
浮遊物質量	mg/L	60	<1	<1	1	10
塩素イオン	mg/L		38	110	150	200
大腸菌群数	個/mL	3000	<10	<10	<10	<10
全窒素	mg/L	120	2.4	1.3	2.0	1.3
全リン	mg/L	16	0.03	0.04	0.03	0.05
フェノール類	mg/L	5	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
銅	mg/L	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L	2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
溶解性鉄	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
クロム	mg/L	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
溶解性マンガン	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
フッ素	mg/L	8	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ヒ素	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
鉛	mg/L	0.1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シアン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機リン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
全水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
カルシウム	mg/L		28	16	28	20
アンチモン	mg/L		0.027	0.0082	0.0088	0.0071
モリブデン	mg/L		0.010	0.022	0.023	0.030
ホウ素	mg/L	10	0.29	0.19	0.22	0.20
亜硝酸性、硝酸性窒素	mg/L		2.1	1.2	0.04	1.0
窒素化合物	mg/L		2.2	1.2	0.72	1.1
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1.2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1.2ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1.3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1.4-ジオキサン	mg/L	0.5	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
チウラム	mg/L	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
シマジン	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
クロロエチレン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L	30	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
不揮発性鉱物油類	mg/L	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5

項目	単位	基準値	R06.09.12	
			原水槽	処理水
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.0062	0.0040

イ) 地下水分析結果

項目	単位	基準値	R06.09.05		R07.02.10	
			北	南	北	南
水素イオン濃度			6.8	5.5	6.6	6.4
化学的酸素要求量	mg/L		2.6	2.3	3.1	3.7
生物化学的酸素要求量	mg/L		0.7	0.6	0.6	<0.5
浮遊物質量	mg/L		2	19	20	1
塩素イオン	mg/L		15	6	47	5
大腸菌群数	個/mL		<10	<10	<10	<10
全窒素	mg/L		1.6	2.7	0.57	0.74
全リン	mg/L		0.10	0.05	0.10	0.05
フェノール類	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
銅	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L		<0.01	0.02	<0.01	0.01
溶解性鉄	mg/L		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
クロム	mg/L		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
溶解性マンガン	mg/L		<0.1	<0.1	0.3	1.1
フッ素	mg/L	0.8	<0.08	<0.08	0.18	0.16
砒素	mg/L	0.01	0.001	<0.001	0.001	<0.001
六価クロム	mg/L	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
鉛	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機リン化合物	mg/L		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.003	<0.0003	0.0004	<0.0003	<0.0003
全水銀	mg/L	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
カルシウム	mg/L		40	7.1	63	19
アンチモン	mg/L		0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002
モリブデン	mg/L		<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
ホウ素	mg/L	1	0.04	0.03	0.08	0.03
亜硝酸性、硝酸性窒素	mg/L	10	1.5	2.6	0.03	<0.01
窒素化合物	mg/L		1.5	2.6	0.08	0.20
トリクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1.2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1.2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1.3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1.4-ジオキサン	mg/L	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
チウラム	mg/L	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロエチレン	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
不揮発性鉱物油類	mg/L		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
電気伝導率	mS/m		38	12	50	21

項目	単位	基準値	北 (R06.09.12)	南 (R06.09.12)
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	0.18	0.15

6 し尿等処理事業

6 し尿等処理事業

(1) 令和6年度新開センターし尿等処理実績

ア) し尿

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	72.602	74.808	74.131	74.099	76.093	65.753	78.796	71.111	93.416	61.742	77.378	75.832	895.761
愛西市	93.338	93.152	75.281	109.337	72.327	70.477	99.788	73.033	106.464	79.804	75.706	81.738	1,030.445
弥富市													
あま市 (旧甚目寺町を除く)	94.630	64.390	67.478	68.704	63.240	71.890	67.905	71.689	84.890	51.954	69.246	67.320	843.336
大治町	34.360	28.490	28.740	27.130	28.010	27.330	28.021	29.087	32.830	24.870	31.700	25.700	346.268
蟹江町													
飛島村													
合計	294.930	260.840	245.630	279.270	239.670	235.450	274.510	244.920	317.600	218.370	254.030	250.590	3,115.810

イ) 処理槽汚泥

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	1,314.588	1,177.984	1,197.624	1,444.632	1,207.204	1,143.963	1,309.746	1,080.411	1,263.077	1,141.358	1,032.245	1,180.848	14,493.680
愛西市	1,106.110	1,003.921	1,064.376	1,163.181	917.817	993.753	1,158.453	1,062.019	1,143.777	946.673	953.463	1,209.920	12,723.463
弥富市													
あま市 (旧甚目寺町を除く)	879.470	933.430	869.090	926.800	831.350	823.806	958.436	982.510	725.680	745.512	777.670	856.918	10,310.672
大治町	528.292	594.165	549.010	632.257	567.449	509.468	622.445	594.380	545.606	512.637	503.352	534.694	6,693.755
蟹江町													
飛島村													
合計	3,828.460	3,709.500	3,680.100	4,166.870	3,523.820	3,470.990	4,049.080	3,719.320	3,678.140	3,346.180	3,266.730	3,782.380	44,221.570

ウ) 全体

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	1,387.190	1,252.792	1,271.755	1,518.731	1,283.297	1,209.716	1,388.542	1,151.522	1,356.493	1,203.100	1,109.623	1,256.680	15,389.441
愛西市	1,199.448	1,097.073	1,139.657	1,272.518	990.144	1,064.230	1,258.241	1,135.052	1,250.241	1,026.477	1,029.169	1,291.658	13,753.908
弥富市													
あま市 (旧甚目寺町を除く)	974.100	997.820	936.568	995.504	894.590	895.696	1,026.341	1,054.199	810.570	797.466	846.916	924.238	11,154.008
大治町	562.652	622.655	577.750	659.387	595.459	536.798	650.466	623.467	578.436	537.507	535.052	560.394	7,040.023
蟹江町													
飛島村													
合計	4,123.390	3,970.340	3,925.730	4,446.140	3,763.490	3,706.440	4,323.590	3,964.240	3,995.740	3,564.550	3,520.760	4,032.970	47,337.380

(2) 令和6年度上野センターし尿等処理実績

ア) し尿

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市													
愛西市													
弥富市	90.894	95.341	99.173	93.649	87.578	87.258	105.961	96.221	105.232	94.053	91.307	103.084	1,149.751
あま市 (旧甚目寺町を除く)													
大治町													
蟹江町	42.500	39.730	34.650	46.700	35.820	40.170	45.710	38.900	52.215	38.556	40.214	42.819	497.984
飛島村	23.206	23.769	18.007	20.961	13.472	20.232	21.619	20.589	25.393	16.691	25.099	23.147	252.185
合計	156.600	158.840	151.830	161.310	136.870	147.660	173.290	155.710	182.840	149.300	156.620	169.050	1,899.920

イ) 処理槽汚泥

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	687.313	653.775	584.821	787.231	702.989	633.585	570.643	473.247	884.696	552.666	620.886	737.812	7,889.664
愛西市	625.347	660.463	605.069	588.319	476.215	559.052	576.777	692.418	665.500	580.484	603.254	665.153	7,298.051
弥富市	2,232.428	2,032.118	2,090.058	2,364.935	1,950.358	2,068.627	1,893.426	1,729.349	1,921.457	1,755.902	1,960.096	2,272.791	24,271.545
あま市 (旧甚目寺町を除く)	501.660	358.760	280.880	647.980	320.300	96.020	424.160	332.640	453.210	212.780	381.940	386.250	4,396.580
大治町	801.950	672.142	678.220	666.770	549.896	587.653	616.560	550.115	654.134	544.950	574.390	737.575	7,634.355
蟹江町	1,309.847	1,210.680	1,420.901	1,400.957	1,115.108	1,165.405	1,162.532	1,200.887	1,054.363	1,036.395	996.515	1,326.475	14,400.065
飛島村	488.715	565.182	502.631	644.908	583.204	538.718	600.772	576.464	581.290	782.913	768.039	664.084	7,296.920
合計	6,647.260	6,153.120	6,162.580	7,101.100	5,698.070	5,649.060	5,844.870	5,555.120	6,214.650	5,466.090	5,905.120	6,790.140	73,187.180

ウ) 全体

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	687.313	653.775	584.821	787.231	702.989	633.585	570.643	473.247	884.696	552.666	620.886	737.812	7,889.664
愛西市	625.347	660.463	605.069	588.319	476.215	559.052	576.777	692.418	665.500	580.484	603.254	665.153	7,298.051
弥富市	2,323.322	2,127.459	2,189.231	2,458.584	2,037.936	2,155.885	1,999.387	1,825.570	2,026.689	1,849.955	2,051.403	2,375.875	25,421.296
あま市 (旧甚目寺町を除く)	501.660	358.760	280.880	647.980	320.300	96.020	424.160	332.640	453.210	212.780	381.940	386.250	4,396.580
大治町	801.950	672.142	678.220	666.770	549.896	587.653	616.560	550.115	654.134	544.950	574.390	737.575	7,634.355
蟹江町	1,352.347	1,250.410	1,455.551	1,447.657	1,150.928	1,205.575	1,208.242	1,239.787	1,106.578	1,074.951	1,036.729	1,369.294	14,898.049
飛島村	511.921	588.951	520.638	665.869	596.676	558.950	622.391	597.053	606.683	799.604	793.138	687.231	7,549.105
合計	6,803.860	6,311.960	6,314.410	7,262.410	5,834.940	5,796.720	6,018.160	5,710.830	6,397.490	5,615.390	6,061.740	6,959.190	75,087.100

(3) 令和6年度し尿等処理実績(合計)

ア) し尿

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	72.602	74.808	74.131	74.099	76.093	65.753	78.796	71.111	93.416	61.742	77.378	75.832	895.761
愛西市	93.338	93.152	75.281	109.337	72.327	70.477	99.788	73.033	106.464	79.804	75.706	81.738	1,030.445
弥富市	90.894	95.341	99.173	93.649	87.578	87.258	105.961	96.221	105.232	94.053	91.307	103.084	1,149.751
あま市 (旧甚目寺町を除く)	94.630	64.390	67.478	68.704	63.240	71.890	67.905	71.689	84.890	51.954	69.246	67.320	843.336
大治町	34.360	28.490	28.740	27.130	28.010	27.330	28.021	29.087	32.830	24.870	31.700	25.700	346.268
蟹江町	42.500	39.730	34.650	46.700	35.820	40.170	45.710	38.900	52.215	38.556	40.214	42.819	497.984
飛島村	23.206	23.769	18.007	20.961	13.472	20.232	21.619	20.589	25.393	16.691	25.099	23.147	252.185
合計	451.530	419.680	397.460	440.580	376.540	383.110	447.800	400.630	500.440	367.670	410.650	419.640	5,015.730

イ) 処理槽汚泥

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	2,001.901	1,831.759	1,782.445	2,231.863	1,910.193	1,777.548	1,880.389	1,553.658	2,147.773	1,694.024	1,653.131	1,918.660	22,383.344
愛西市	1,731.457	1,664.384	1,669.445	1,751.500	1,394.032	1,552.805	1,735.230	1,754.437	1,809.277	1,527.157	1,556.717	1,875.073	20,021.514
弥富市	2,232.428	2,032.118	2,090.058	2,364.935	1,950.358	2,068.627	1,893.426	1,729.349	1,921.457	1,755.902	1,960.096	2,272.791	24,271.545
あま市 (旧甚目寺町を除く)	1,381.130	1,292.190	1,149.970	1,574.780	1,151.650	919.826	1,382.596	1,315.150	1,178.890	958.292	1,159.610	1,243.168	14,707.252
大治町	1,330.242	1,266.307	1,227.230	1,299.027	1,117.345	1,097.121	1,239.005	1,144.495	1,199.740	1,057.587	1,077.742	1,272.269	14,328.110
蟹江町	1,309.847	1,210.680	1,420.901	1,400.957	1,115.108	1,165.405	1,162.532	1,200.887	1,054.363	1,036.395	996.515	1,326.475	14,400.065
飛島村	488.715	565.182	502.631	644.908	583.204	538.718	600.772	576.464	581.290	782.913	768.039	664.084	7,296.920
合計	10,475.720	9,862.620	9,842.680	11,267.970	9,221.890	9,120.050	9,893.950	9,274.440	9,892.790	8,812.270	9,171.850	10,572.520	117,408.750

ウ) 全体

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	2,074.503	1,906.567	1,856.576	2,305.962	1,986.286	1,843.301	1,959.185	1,624.769	2,241.189	1,755.766	1,730.509	1,994.492	23,279.105
愛西市	1,824.795	1,757.536	1,744.726	1,860.837	1,466.359	1,623.282	1,835.018	1,827.470	1,915.741	1,606.961	1,632.423	1,956.811	21,051.959
弥富市	2,323.322	2,127.459	2,189.231	2,458.584	2,037.936	2,155.885	1,999.387	1,825.570	2,026.689	1,849.955	2,051.403	2,375.875	25,421.296
あま市 (旧甚目寺町を除く)	1,475.760	1,356.580	1,217.448	1,643.484	1,214.890	991.716	1,450.501	1,386.839	1,263.780	1,010.246	1,228.856	1,310.488	15,550.588
大治町	1,364.602	1,294.797	1,255.970	1,326.157	1,145.355	1,124.451	1,267.026	1,173.582	1,232.570	1,082.457	1,109.442	1,297.969	14,674.378
蟹江町	1,352.347	1,250.410	1,455.551	1,447.657	1,150.928	1,205.575	1,208.242	1,239.787	1,106.578	1,074.951	1,036.729	1,369.294	14,898.049
飛島村	511.921	588.951	520.638	665.869	596.676	558.950	622.391	597.053	606.683	799.604	793.138	687.231	7,549.105
合計	10,927.250	10,282.300	10,240.140	11,708.550	9,598.430	9,503.160	10,341.750	9,675.070	10,393.230	9,179.940	9,582.500	10,992.160	122,424.480

(4) 令和6年度し尿等搬出状況

ア) 新開センター搬出状況 (沈砂・し渣・脱水汚泥)

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
沈砂	17.67	18.29	18.17	18.04	19.50	17.90	16.87	66.52	18.73	17.58	18.11	18.73	266.11
し渣	6.70	4.55	6.47	4.92	4.88	3.07	4.15	1.64	5.49	4.31	5.27	5.78	57.23
脱水汚泥	169.83	148.22	162.26	175.36	107.03	107.95	124.76	133.95	156.34	137.47	157.89	174.56	1,755.62

イ) 上野センター搬出状況 (沈砂・し渣及び脱水汚泥)

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
沈砂	18.39	18.49	18.47	18.43	18.37	18.90	18.31	17.35	18.15	54.64	44.66	18.73	282.89
し渣及び脱水汚泥	321.95	293.89	245.60	249.66	220.84	163.29	212.77	229.10	221.37	199.85	241.07	325.22	2,924.61

(5) 年度別し尿等処理実績

ア) し尿

(単位: t)

年度 市町村名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津島市	962.975	922.129	891.530	830.825	895.761
愛西市	1,369.906	1,353.201	1,191.445	1,161.751	1,030.445
弥富市	1,289.421	1,361.194	1,223.313	1,220.010	1,149.751
あま市 (旧甚目寺町を除く)	1,131.629	1,099.502	1,028.763	840.784	843.336
大治町	415.170	398.548	383.082	373.820	346.268
蟹江町	516.130	509.877	480.395	484.575	497.984
飛島村	292.529	261.409	265.802	312.525	252.185
計	5,977.760	5,905.860	5,464.330	5,224.290	5,015.730

イ) 処理槽汚泥

(単位: t)

年度 市町村名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津島市	21,822.059	21,851.601	21,847.945	21,599.743	22,383.344
愛西市	19,923.649	19,841.038	19,747.176	19,758.722	20,021.514
弥富市	24,143.724	25,272.538	23,920.283	23,693.619	24,271.545
あま市 (旧甚目寺町を除く)	15,282.358	15,233.757	14,760.164	15,642.856	14,707.252
大治町	13,405.835	13,460.727	13,606.875	13,938.129	14,328.110
蟹江町	15,273.239	15,135.561	15,444.616	14,858.132	14,400.065
飛島村	6,426.296	6,927.788	6,966.581	7,196.199	7,296.920
計	116,277.160	117,723.010	116,293.640	116,687.400	117,408.750

ウ) 全体

(単位: t)

年度 市町村名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津島市	22,785.034	22,773.730	22,739.475	22,430.568	23,279.105
愛西市	21,293.555	21,194.239	20,938.621	20,920.473	21,051.959
弥富市	25,433.145	26,633.732	25,143.596	24,913.629	25,421.296
あま市 (旧甚目寺町を除く)	16,413.987	16,333.259	15,788.927	16,483.640	15,550.588
大治町	13,821.005	13,859.275	13,989.957	14,311.949	14,674.378
蟹江町	15,789.369	15,645.438	15,925.011	15,342.707	14,898.049
飛島村	6,718.825	7,189.197	7,232.383	7,508.724	7,549.105
計	122,254.920	123,628.870	121,757.970	121,911.690	122,424.480

(6) 各種調査結果

ア) 施設放流水検査

1) 新開センター

	p H	B O D	C O D	塩化物イオン	S S	大腸菌群数	全窒素	全リン	色度
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/cm ³	mg/L	mg/L	度
協定値	5.8~8.6	10	15	-	5	3000	10	1	30
R06.04	7.2~7.5	<0.5~0.6	1.4~7.8	180	<1~5	0	0.75~1.5	0.023~0.043	1.2~31
R06.05	7.5~8.2	<0.5	1.1~3.9	7.2~190	<1~3	0	0.13~1.1	0.022~0.21	2.9~10
R06.06	7.4~7.9	<0.5~1.0	<0.5~4.7	52~170	<1~4	0	0.79~3.8	0.021~0.17	<0.5~13
R06.07	7.3~7.5	<0.5	0.6~2.5	160~170	<1~1.3	0	0.25~0.90	0.037~0.044	0.5~2.3
R06.08	7.2~7.9	<0.5~0.7	0.6~3.5	55~170	<1~2	0	0.18~5.7	0.027~0.16	0.6~7.2
R06.09	7.4~7.7	<0.5~1.1	1.6~2.3	140~160	<1~1.6	0	0.24~0.35	0.022~0.089	<0.5~2.9
R06.10	7.4~7.5	<0.5~0.5	1.4~6.3	140~170	<1~2	0	0.20~0.70	0.021~0.084	1.2~5.0
R06.11	7.0~7.8	<0.5~0.6	1.1~1.7	140~170	<1	0	0.13~0.47	0.020~0.061	<0.5~5.1
R06.12	7.3~7.9	<0.5~1.1	1.3~2.2	150~200	<1~2	0	0.22~1.8	0.025~0.34	0.7~9.5
R07.01	7.3~7.7	<0.5~1.0	1.0~1.4	160~220	<1	0	0.19~0.41	0.045~0.12	0.7~2.2
R07.02	7.2~7.7	<0.5~0.6	1.0~1.5	110~200	<1	0	0.16~2.2	0.050~0.13	<0.5~1.5
R07.03	7.4~7.7	<0.5~2.1	1.1~4.2	2.9~190	<1~6	0	0.15~0.53	0.015~0.21	1.6~16

(測定は毎週実施、結果の幅で表示)

2) 上野センター

	p H	B O D	C O D	塩化物イオン	S S	大腸菌群数	全窒素	全リン	色度
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/cm ³	mg/L	mg/L	度
基準値	5.8~8.6	20	50	-	70	3000	60	2	-
R06.04.04	6.5	2.1	5.9	33	3	0	9.3	0.087	7.7
R06.05.02	6.9	1.3	4.4	28	3	0	2.9	0.082	4.9
R06.06.06	6.8	2.3	7.5	43	4	0	11	0.29	10
R06.07.04	6.8	1.2	4.3	30	<1	0	9.9	0.13	6.7
R06.08.01	6.7	2.0	7.3	42	<1	0	10	0.19	12
R06.09.05	6.8	1.0	5.0	30	<1	0	7.9	0.12	0.74
R06.10.03	6.7	3.1	6.4	40	10	0	11	0.11	9.3
R06.11.07	6.8	2.2	3.8	23	20	0	3.3	0.034	4.1
R06.12.05	6.5	1.3	6.1	40	13	0	13	0.079	7.1
R07.01.09	6.9	0.8	3.2	23	5	0	5.0	0.079	3.4
R07.02.06	6.5	1.9	7.2	38	3	0	13	0.068	6.7
R07.03.06	6.6	0.9	6.6	41	2	0	18	0.037	7.3

pH : 水素イオン濃度

COD : 化学的酸素要求量

BOD : 生物化学的酸素要求量

SS : 浮遊物質量

イ) 新開センター臭気測定

項目	単位	協定値	東		西		南		北	
			R06.07.29	R07.02.20	R06.07.29	R07.02.20	R06.07.29	R07.02.20	R06.07.29	R07.02.20
アンモニア	ppm	1	0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
メチルメルカプタン	ppm	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
硫化水素	ppm	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硫化メチル	ppm	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	ppm	0.009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
トリメチルアミン	ppm	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005
プロピオンアルデヒド	ppm		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ノルマルプロピルアルデヒド	ppm		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.0011	<0.0009
イソブチルアルデヒド	ppm		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバーレルアルデヒド	ppm		<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
イソバーレルアルデヒド	ppm		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
イソブタノール	ppm		<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09
酢酸エチル	ppm		<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
メチルイソブチルケトン	ppm		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
トルエン	ppm		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
スチレン	ppm	0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
キシレン	ppm		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
プロピオン酸	ppm	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ノルマル酪酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
イソ吉草酸	ppm	0.001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
臭気指数			<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
風向 風速	m/s		西北西 2.3	北北西 2.5	南南西 0.5	北北西 2.5	西南西 1.8	西北西 0.5	南南西 1.1	西北西 0.5

(測定場所=敷地境界線上・測定回数=年2回)

ウ) 上野センター臭気測定

項目	単位	北	南
		R06. 07. 29	R06. 07. 29
アンモニア	ppm	<0. 1	<0. 1
メチルメルカプタン	ppm	<0. 0002	<0. 0002
硫化水素	ppm	<0. 002	<0. 002
硫化メチル	ppm	<0. 001	<0. 001
二硫化メチル	ppm	<0. 0009	<0. 0009
トリメチルアミン	ppm	<0. 0005	<0. 0005
アセトアルデヒド	ppm	0. 005	0. 006
プロピオンアルデヒド	ppm	<0. 005	<0. 005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0. 0009	<0. 0009
イソブチルアルデヒド	ppm	<0. 002	<0. 002
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	<0. 0009	<0. 0009
イソバレルアルデヒド	ppm	<0. 0003	<0. 0003
イソブタノール	ppm	<0. 09	<0. 09
酢酸エチル	ppm	<0. 3	<0. 3
メチルイソブチルケトン	ppm	<0. 1	<0. 1
トルエン	ppm	<1	<1
スチレン	ppm	<0. 04	<0. 04
キシレン	ppm	<0. 1	<0. 1
プロピオン酸	ppm	<0. 003	<0. 003
ノルマル酪酸	ppm	<0. 0001	<0. 0001
ノルマル吉草酸	ppm	<0. 00009	<0. 00009
イソ吉草酸	ppm	<0. 0001	<0. 0001
臭気指数		<10	<10
風向		東北東	西南西
風速	m/s	2. 4	1. 0

(測定場所 = 敷地境界線上)

工) 新開センター騒音・振動測定

騒音測定結果

測定日 : R06. 11. 28

時間帯	協定値 dB(A)	測定点	結 果 dB(A)	特記事項	風向等 (m/s)
朝 R06. 11. 28 06:00～ 07:09	55以下	東	45	—	0.4(SW)
		西	48	—	0.4(S)
		南	46	—	無風
		北	45	—	0.6(SW)
昼 R06. 11. 28 12:01～ 13:44	60以下	東	50	—	2.4(W)
		西	52	—	0.7(SW)
		南	47	—	1.7(W)
		北	49	—	1.5(N)
夕 R06. 11. 28 19:03～ 20:25	55以下	東	44	—	<0.4(NW)
		西	46	—	0.4(S)
		南	46	—	<0.4(NW)
		北	43	—	0.4(NW)
夜 R06. 11. 28 22:00～ 23:32	50以下	東	42	—	0.6(SE)
		西	46	—	0.4(W)
		南	46	—	0.5(E)
		北	41	—	無風

(測定場所=敷地境界線上・測定回数=年1回) (結果は中央値: L_{50})

振動測定結果

測定日 : R06. 11. 28

時間帯	協定値 (dB)	測定点	結 果 (dB)	特記事項
昼 R06. 11. 28 12:01～ 13:44	65以下	東	30未満	—
		西	30未満	—
		南	30未満	—
		北	30未満	—
夜 R06. 11. 28 22:00～ 23:32	60以下	東	30未満	—
		西	31	—
		南	30未満	—
		北	30未満	—

(測定場所=敷地境界線上・測定回数=年1回) (結果は中央値: L_{50})

参 考 资 料

参考資料

(1) 公害防止協定書（八穂クリーンセンター）

海部津島環境事務組合（以下「甲」という。）と鍋田区自治会（以下「乙」という。）とは、甲が海部郡弥富町大字鍋田字八穂に建設した清掃工場の操業に際して、公害防止及び地域住民の健康を守り、快適かつ良好な生活環境の保全を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清掃工場の操業に伴う施設周辺住民の生活環境の保全及び公害の未然防止を図るとともに施設運営を円滑に行うこととする。

（甲の責務）

第2条 甲は、清掃工場の操業にあたって、操業に伴う公害を防止する責務を有し、この協定を遵守するものとする。

（協定値の遵守）

第3条 甲は、清掃工場の操業にあたっては、別表に定める協定値を超えてはならない。

2 協定値が将来環境省の定める基準値よりも上回った場合は、乙に報告し、前項で定める協定値は環境省の基準に変更する。

（協定値を超えた場合等の措置）

第4条 甲は、清掃工場の操業により発生する排ガス、振動、臭気、放流水が基準値を超えた場合には、直ちにこれらの項目に関わる施設の運転を一時停止するとともに協定値を超えない措置を講じた後でなければ運転を再開してはならない。

2 甲は、前項の事態になったときは、その状況を直ちに書面で通知し、並びに講じた措置の内容について、速やかに乙に書面で報告するものとする。

（公害防止対策等）

第5条 甲は、施設の運営にあたって、公害防止に最善の努力を払い、公害防止技術の進展状況を勘案して、積極的に施設の改善を行うものとする。

（運営協議会等）

第6条 清掃工場からの公害の発生を未然に防止し、清掃工場の円滑な運営を図るため、運営協議会を設置するものとする。

2 運営協議会については、別途細則を設ける。

（被害の補償）

第7条 甲は、清掃工場の操業に伴い甲の責に帰すべき事由によって生じた一切の被害を与えたときは、直ちにその損害を賠償する。

（施設の変更）

第8条 甲は、主要施設の一部を変更するときは、乙に報告し、運営協議会で協議するものとする。

（協定の有効期間及び操業）

第9条 この協定の有効期間は、清掃工場が操業を終了後10ヶ年間とする。

2 操業期間については、別途これを定める。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を三通作成し、甲、乙及び立会人記名捺印のうえ各自一通を保有するものとする。

平成13年9月28日

(署名省略)

※組合規約の改正により、平成18年4月1日「海部津島環境事務組合」から「海部地区環境事務組合」と名称変更となりました。

協定項目及び協定値

ア) 排ガスの排出濃度（測定場所＝煙突・測定回数＝年6回）

項目	協定値 (アセス目標値)
ばいじん	0.02g/m ³ N以下 (O ₂ =12%換算値)
硫黄酸化物	25ppm以下
窒素酸化物	70ppm以下 (O ₂ =12%換算値)
塩化水素	50ppm以下 (O ₂ =12%換算値)

イ) 排ガス排出濃度（測定場所＝煙突・測定回数＝年1回）

項目	協定値 (アセス目標値)
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下 (O ₂ =12%換算値)

ウ) 騒音（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年1回）

項目	協定値 (アセス目標値)
朝 (6時～8時)	50dB以下
夕 (19時～22時)	
昼間 (8時～19時)	55dB以下
夜 (22時～6時)	45dB以下

エ) 振動（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年1回）

時間帯	協定値 (アセス目標値)
昼間 (7時～20時)	55dB
夜間 (20時～7時)	55dB

オ) 臭気（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年1回）

項目	協定値 (アセス目標値)
アンモニア	1ppm以下
メチルメルカプタン	0.002ppm以下
硫化水素	0.02ppm以下
硫化メチル	0.01ppm以下
二硫化メチル	0.009ppm以下
トリメチルアミン	0.005ppm以下
アセトアルデヒド	0.05ppm以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下
イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下
イソブタノール	0.9ppm以下
酢酸エチル	3ppm以下
メチルイソブチルケトン	1ppm以下
トルエン	10ppm以下
スチレン	0.4ppm以下
キシレン	1ppm以下
プロピオン酸	0.03ppm以下
ノルマル酪酸	0.001ppm以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下
イソ吉草酸	0.001ppm以下

カ) 放流水の水質 (測定場所=排水口・測定回数=年1回)

項目	協定値 (アセス目標値)
水素イオン濃度	5.8~8.6 (pH)
生物化学的酸素要求量	15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
化学的酸素要求量	15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
浮遊物質量	15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
ヘキサン抽出物質	鉱油類 2mg/L以下 動植物油脂類 10mg/L以下 合計
フェノール類	0.5mg/L以下
銅	1mg/L以下
亜鉛	5mg/L以下
溶解性鉄	10mg/L以下
溶解性マンガン	10mg/L以下
総クロム	2mg/L以下
フッ素	15mg/L以下
大腸菌群数	日間平均3000個/cm ³ 以下
窒素含有量	15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
りん含有量	2mg/L (日間平均1mg/L) 以下
カドミウム	0.1mg/L以下
シアン	1mg/L以下
有機リン	1mg/L以下
鉛	0.1mg/L以下
六価クロム	0.5mg/L以下
ヒ素	0.1mg/L以下
総水銀	0.005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	0.003mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下
セレン	0.1mg/L以下

（2）八穂クリーンセンター運営協議会設置条例

制定 平成14年3月28日

改正 平成18年3月29日

（設置）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、弥富市鍋田町八穂399番地3に設置した海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターの操業に伴い、その円滑な運営を図るため、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 運営協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 公害防止対策に関する事項
- (2) 公害防止協定の協定値を超えた場合等の設置に関する事項
- (3) 主要施設の変更に関する事項
- (4) その他運営協議会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 運営協議会は、委員16人以内で組織する。

2 運営協議会に会長1人、副会長2人を置く。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 会長は、運営協議会の業務を統括し、会議を招集する。

（委任）

第6条 この条例で定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(3) 八穂クリーンセンター運営協議会規則

制定 平成14年3月28日
改正 平成17年4月1日
改正 平成18年3月29日

(目的)

第1条 この規則は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター運営協議会設置条例（平成14年海部地区環境事務組合条例第5号）第6条の規定に基づき、海部地区環境事務組合（以下「組合」という。）八穂クリーンセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 運営協議会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 組合管理者、副管理者及び弥富市長
 - (2) 鍋田自治会 8人
 - (3) 学識を有する者
- 2 学識を有する者は、組合管理者が選任する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員の異動が生じた場合には、新たに委員となった者は、14日以内にその住所氏名を運営協議会事務局に通知する。
- 5 委員が、任期途中で交替した場合は、その任期は前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、都合により代理の者を出席させることができる。
- 7 運営協議会は、必要に応じ、委員の推薦する学識を有する者を専門委員に任命し、会議に加えることができる。
- 8 運営協議会は、必要に応じ専門部会を設ける。
- 9 運営協議会に事務局を設け、八穂クリーンセンター内に置く。

(役員)

第3条 会長は、学識を有する者を選任する。

- 2 副会長は、前条第1項第1号の組合側委員から1人、前条第1項第2号に規定する鍋田自治会役員から1人をそれぞれ選任する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員の任期途中で交替した場合は、その任期は前任者の残任期間とする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、年2回開催する。
- 3 臨時会は、委員3人以上から請求があったときは、7日以内に開催する。
- 4 議長は、会議開催の都度、委員の互選により選出する。
- 5 会議は、委員の過半数の出席を要し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 会議の議事については、議事録を作成し、議長の議事録署名を経た後、これを事務局に保管する。

(報告)

第5条 組合は、会議にあたって、排ガス、排水などの測定結果、八穂クリーンセンターの操業に関する事項、運営協議会が必要と認めた事項を報告しなければならない。

(経費)

第6条 運営協議会の経費は、組合の負担とする。

(その他必要事項)

第7条 その他、運営協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(4) 海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書

海部津島衛生組合（以下「甲」という。）と津島市新開地区代表者（以下「乙」という。）は、地区住民の健康を守り快適でかつ良好な生活環境の保全を図るため甲が津島市大字津島字新開84番地に更新する海部津島衛生組合第1事業所（以下「施設」という。）の操業に伴う公害の防止に関し、次の事項について協定を締結する。

（基本理念）

第1条 甲は、施設の運営に当たっては、公害関係法令に定める事項を遵守し、公害防止に努めるものとする。

（受入れ処理の対象）

第2条 甲が受け入れ処理するものは、組合構成自治体の区域内で発生する生し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）に限るものとする。

（緑化対策及び環境美化）

第3条 甲は、第1事業所敷地内の美化に努めるとともに、諸施設周辺に緑地を設けるものとする。
(測定及び記録)

第4条 甲は、排出水の水質状況を別に定めるところにより測定し、その結果を記録しておくとともに、乙に、定期的にそれを送付するものとする。

甲は、大気（煤煙）、騒音、振動及び悪臭を別に定めるところにより測定し、その結果を記録しておくとともに、乙に、定期的にそれを送付するものとする。

（資料の提出及び調査）

第5条 甲は、乙から施設の利用及び処理の状況その他必要な事項に関する資料の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

2 甲は、乙が事業所敷地内の立ち入りを要求した場合は、これに応ずるものとする。

（苦情の処理）

第6条 甲は、乙から事業所の運営に関する苦情の申し出があった場合は、事実関係の調査を行い、乙と協議のうえ善処するものとする。

（管理基準）

第7条 甲は、施設の運営に当たり、この地域の生活環境保全を考慮し、別に定める施設運転管理基準等を守るものとする。

2 甲は、法令の改正等に伴い前項の基準等を改定しようとするときは、その都度乙と協議するものとする。

（構成自治体の長の責務）

第8条 甲の管理者は、構成自治体の長と連絡を密にして、甲の処理区域内の適正な収集、運搬体制の確立並びに搬入業者等に対する必要な指導者について十分協議し、施設の運営及び地域住民の生活環境の保全に全力を期するものとする。

（その他）

第9条 甲と乙は、この協定に定めない事項その他疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれにおいて記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成8年2月2日

（署名省略）

※ この協定書は、平成8年に海部津島衛生組合において締結し、海部地区環境事務組合に継承している。

（5）海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書細目事項

海部津島衛生組合（以下「甲」という。）と津島市新開地区代表者（以下「乙」という。）との間で平成8年2月2日締結した海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書（以下「協定書」という。）を実施するための細目事項は、下記のとおりとする。

記

- 1 協定書第4条の測定方法は、手分析及び自動測定器によるものとし、項目別の測定回数及び測定方法は、別表1のとおりとする。ただし、供用開始後（段階的供用開始の場合を含む。）測定値が安定するまでの間、必要に応じて測定回数を増加させるものとする。なお、手分析等の方法は、関係法令に定める手法とする。
- 2 協定書第5条第1項の提出資料の項目は、処理水の排水状況に関するもの、煤煙、騒音、振動及び臭気の状況に関するものとする。
- 3 協定書第7条第1項に定める施設運転管理基準値は、別表2のとおりとする。
- 4 甲は、放流水の水質、煤煙、騒音、振動及び臭気（甲に起因するものに限る）が、施設運転管理基準値を上回ったときは、その原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。
- 5 測定値が3年以上継続して施設運転管理基準の1/10以下の範囲にある細目については、甲乙協議のうえ測定回数を減免することが出来るものとする。

※ この協定細目事項は、海部地区環境事務組合に継承している。

別表1 項目及び測定回数

項目	細目	測定回数（内訳：測定回数）	測定方法
水質	水素イオン濃度 (pH) 生物化学的酸素要求量 (BOD) 浮遊物質 (SS)、大腸菌群数 化学的酸素要求量 (COD) 色度 T-N、T-P 透視度	連続 1回/週 2回/週 連続 (1回/週) 1回/週 1回/週 1回/週	自動測定器 手分析 手分析 自動測定器 手分析 手分析 手分析
煤煙	ばいじん量 硫黄酸化物 窒素酸化物	2回/年 (2回/年) 2回/年 2回/年 (2回/年)	手・自動 手・自動 手・自動
騒音・振動	騒音・振動	1回/年	自動測定器
騒音・振動・臭気	臭気 アンモニア 硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル トリメチルアミン アセトアルデヒド スチレン プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	2回/年	手分析

(注) 測定は、原則として組合が行うものとする。

別表2 規制基準及び施設運転管理基準

項目	細目	規制基準	施設運転管理基準
水質	水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
	生物化学的酸素要求量	日間平均20mg/L以下	日間平均10mg/L以下
	浮遊物質量	日間平均70mg/L以下	日間平均5mg/L以下
	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³ 以下	日間平均3,000個/cm ³ 以下
	化学的酸素要求量	日間平均50mg/L以下	日間平均15mg/L以下
	色度	—	30度以下
	全窒素 (T-N)	日間平均60mg/L以下	日間平均10mg/L以下
	全リン (T-P)	日間平均8mg/L以下	日間平均1mg/L以下
大気	ばいじん量 (連続炉)	0.2g/m ³ N以下	0.2g/m ³ N以下
	硫黄酸化物	K値9以下	K値9以下
	窒素酸化物	200ppm以下	200ppm以下
騒音	昼間 (8~19)	60dB以下	60dB以下
	朝夕 (6~8、19~22)	55dB以下	55dB以下
	夜間 (22~6)	50dB以下	50dB以下
振動	昼間 (7~20)	65dB以下	65dB以下
	夜間 (20~7)	60dB以下	60dB以下
悪臭	アンモニア	5ppm以下 156m ³ N/h以下	1ppm以下 0.14m ³ N/h以下
	硫化水素	0.2ppm以下 6.24m ³ N/h以下	0.02ppm以下 0.005m ³ N/h以下
	トリメチルアミン	0.07ppm以下 2.18m ³ N/h以下	0.005ppm以下 0.0019m ³ N/h以下
	メチルメルカプタン	0.01ppm以下	0.002ppm以下
	硫化メチル	0.2ppm以下	0.01ppm以下
	二硫化メチル	0.1ppm以下	0.009ppm以下
	アセトアルデヒド	0.5ppm以下	0.05ppm以下
	スチレン	2ppm以下	0.4ppm以下
	プロピオン酸	0.2ppm以下	0.03ppm以下
	ノルマル酪酸	0.006ppm以下	0.001ppm以下
	ノルマル吉草酸	0.004ppm以下	0.0009ppm以下
	イソ吉草酸	0.01ppm以下	0.001ppm以下

1 規制基準について

公害関係法令の基準値を示す。

2 施設運転管理基準について

水質は排出水、大気は排出ガス、騒音・振動及び悪臭は敷地境界線上において判定する。

令和6年1月25日付けで「水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、下記のとおり変更しました。

記

- 1 改正箇所 海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書細目事項
別表1 項目及び測定回数
別表2 規制基準及び施設運転管理基準
- 2 改正内容 「大腸菌群数」→「大腸菌数」
「日間平均3,000個/cm³以下」→「日間平均800CFU/mL以下」
- 3 施行日 令和7年4月1日

(6) 用語解説

※「あいうえお」順で表示しております。
※網掛している用語の解説をしています。

あ行

・アセス

環境影響評価（環境アセスメント）の略で、事業を実施するにあたって環境にどのような影響を及ぼすかについて自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体から意見を聴き、環境保全の観点から総合的かつ計画的に、より望ましい事業計画を作り上げていこうとする制度です。

・伊勢湾総量規制

汚染物質の排出総量を許容限度以下に規制することです。人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（伊勢湾）の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源について、汚濁負荷量の削減対策を進める制度であり、水質汚濁防止法に基づき実施されています。

・塩化水素

大気汚染物質有害5種のうちの1つで、無色の気体です。金属を腐食する性質があり、多量に吸入すると咽頭部のけいれんや肺水腫が起き、非常に危険です。また、眼や皮膚の組織にも強烈な刺激を与え、失明を起こすこともあります。

・オーバーホール

機器を分解、清掃、検査し、不具合箇所を交換して再度組み立てることです。

か行

・化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demandの略）

代表的な水質の指標です。水中の被酸化物質が一定条件の下で酸化剤によって酸化されるのに要する酸素量です。

・活性炭

黒色の炭素質物質で、色素やガスを吸着する性質があります。

・カレット

ガラス製品をリサイクルする為に、破碎した状態のガラス屑です。

・夾雜物

し尿浄化槽汚泥に含まれる紙、布、ビニールなどの水処理に不適当な物です。

・減容化

廃プラスチックなどを圧縮して容積を減らし、同時に取り扱いやすいように結束（こん包）することです。減容化することで輸送効率を向上し、リサイクルコストやエネルギーの低減につながります。また、保管場所のスペースも少なくて済みます。

・減量化

ごみ等の排出量を減らすことです。具体的には食べ残しを減らす、水切りにより生ごみの排出量を減らす、粗大ごみを修理して再び使用する、家庭用生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化する等が挙げられます。

・公債費

地方公共団体が、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額のことをいいます。

・小型廃家電

廃棄された家庭用小型電気製品の通称です。

さ行

・資源化

廃棄物又は施設での残渣類を再資源化し、新たな製品の原料として利用することです。

・し渣

し尿浄化槽汚泥に含まれていた紙、布、ビニールなどをいいます。

・集じん灰

焼却により生じる排ガス中に含まれる飛灰をろ布に通して集めたものです。

・浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式

性状の変動が大きい浄化槽汚泥に対応した脱窒素処理方式です。脱窒素処理方式とは、BODだけでなく窒素を処理することも主目的とする処理方式です。

・焼却残渣

ごみ焼却施設から最終的に排出される残渣であり、焼却灰や集じん灰の総称をいいます。

・消化方式

汚泥内の有機物を分解する処理方式です。文中の消化方式は嫌気性消化方式のことで、酸素が無い状態で繁殖する細菌の働きによりメタンと二酸化炭素に分解する方法です。

・水素イオン濃度 (pH : Potential Hydrogen, Power of Hydrogenの略)

pH 7を中性とし、これより高い値をアルカリ性、低い値を酸性といいます。

・生物化学的酸素要求量 (BOD : Biochemical Oxygen Demandの略)

水中の物質を好気性の微生物が分解する際に消費される溶存酸素量のことです。

・全窒素

水中の無機性窒素（アンモニア性窒素、亜硝酸性及び硝酸性窒素）及び有機性窒素（蛋白質はじめ種々の有機化合物の窒素）の総量で、富栄養化に関与します。

・全リン

水中の無機体りん（りん酸イオン、ポリリン酸類、メタリン酸類等）及び有機体りん（りん脂質、りん蛋白質等）の総量で、富栄養化に関与します。

・全連続燃焼式

24時間稼働で焼却を行う方式です。

た行

・ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの3種類の有機塩素化合物をいいます。環境中で分解しにくく、生体内の脂質に蓄積されやすく、発がん性、免疫毒性、生殖毒性、催奇形性などの毒性があるとされています。

・大気汚染物質

ばい煙、粉じん（一般粉じん、特定粉じん）、自動車排出ガス、有害大気汚染物質などがあります。

・脱水汚泥

し尿浄化槽汚泥に化学薬品（高分子凝集剤）を加え遠心分離機で固液分離した固形物です。

・特殊反応助剤

ろ過式集塵機のろ布をコーティングして保護するために使う薬剤です。

な行

・熱灼減量測定

ごみ焼却施設の維持管理基準及び廃棄物の埋め立て基準の1つで未燃分を測定することです。焼却残渣の中に残る未燃物の重量比により表します。

は行

・煤煙

大気汚染防止法では硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物）、特定有害物質が規定されています。

・ばいじん

燃焼排ガスに含まれる粉体、煤（すす）及び飛散灰等をいいます。

・破碎鉄

破碎機にかけた後、磁選機を用いて回収した鉄分です。

・バッチ炉

固定式の火格子の炉で、ごみを投入して燃焼が終わると灰をかき出し、また次のごみを投入するという方式の炉です。

・浮遊物質量（SS：Suspended Solidsの略）

水中に浮遊する粒径2mm以下の不溶解性物質の濃度で、単位はmg/Lで表わします。

ま行

・膜分離高負荷脱窒素処理方式

微生物に、アンモニアや腐りやすい物質などを食べさせて、水で薄めず処理します。膜分離装置では生物処理の固液分離を行います。

ら行

・流動焼却装置灰ホッパー

脱水汚泥を燃焼した灰を貯めて置く場所です。

(7) 単位・記号の解説

※測定結果等で使用されている単位・記号の説明をしています。

・ g/m³、mg/m³

0°C、1気圧の気体1立方メートル（1立方メートル）あたりの物質の重量です。

・ m³/h

1時間あたりに流れる気体の容量です（立方メートル数）。

・ ng - TEQ/m³

TEQは毒性等量といい、ダイオキシン類の毒性を各異性体の量にTEF（毒性等価係数）を掛けて2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン（TeCDD）の量に換算して表したもので、それを1立方メートルあたりのng数（10億分の1）で示したものです。

・ ppm (Parts Per Millionの略)

濃度を表す単位で、100万分の1を表します。

・ m (ミリ : milliの略)

10⁻³。1000分の1を表します。

・ μ (マイクロ : microの略)

10⁻⁶。100万分の1を表します。

・ n (ナノ : nanoの略)

10⁻⁹。10億分の1を表します。

・ p (ピコ : picoの略)

10⁻¹²。1兆分の1を表します。

組合概要

編集・発行 海部地区環境事務組合

〒496-0071

愛知県津島市新開町二丁目212番地

TEL 0567-28-3810

FAX 0567-28-3809

ホームページアドレス <http://www.atkankyo.or.jp/>

発行年月 令和7年8月
